

ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則

昭和 63 年 11 月 29 日 農蚕第 6884 号
農蚕園芸局長通達

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の4の項のニュー・ジーランド産のフアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年11月29日農林水産省告示第 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 くん蒸施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (4) 臭化メチルの投薬装置が設備されていること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料に包み込んでいること、又は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下に同じ。）が張られているものであること。（生果実を通気孔のある容器入りのままくん蒸し、その容器入りのまま通気孔のある外箱に収納・こん包する場合も、当該外箱の通気孔には網が張られているものであること。）

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

- ア くん蒸施設に接続して設置しており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリリングの侵入を防止するための設備があること。
- イ 消毒済みネクタリン生果実の専用こん包場所であること。
- ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示5の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

- (2) (1)の調査は、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う日本向けネクタリン生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
- (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定のくん蒸が行われたことを確認すること

イ 1回に処理する生果実の量（果実容器を含む。）が、くん蒸施設の内容積の40パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないよう行われたことを確認すること。

ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にコドリングがないことを確認することをもつて行うものとする。

イ アの検査の実施の確認の結果、コドリングが発見されたときは、コドリングが付着した原因についてニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

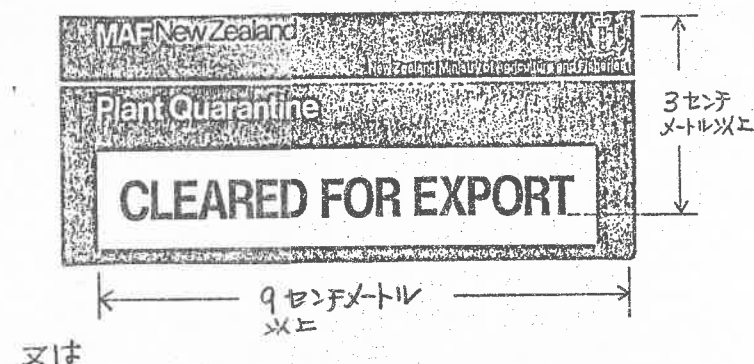
ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区	分	確認者氏名④	
消毒確認	年 月 日 時		3センチメートル
検査確認	年 月 日 時		
10センチメートル			

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示



又は



イ 仕向地の表示



6 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という）植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港 京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、広島港、関門港、博多港、那覇港
- (2) 飛行場 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪港、福岡空港、那覇空港

7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該ネクタリン生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検疫の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示206号）によるものとする。
- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ コドリングが付着した原因について、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。